

統合前の国立大学法人大阪外国語大学に在職していた教職員に適用される就業規則に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、平成19年9月30日において統合前の国立大学法人大阪外国語大学（以下「旧外大」という。）に在職しており、統合により身分を国立大学法人大阪大学に継承された教職員に適用される就業規則について定めることを目的とする。

(適用される就業規則)

第2条 平成19年10月1日以降に適用される就業規則は、次表のとおりとする。

旧外大における教職員の名称	適用される就業規則
教員（外国人教師及び外国人招へい教員を除く。）、事務系職員	国立大学法人大阪大学教職員就業規則（これに附属又は関連する規程類を含む。）
事務補佐員、臨時用務員	国立大学法人大阪大学非常勤職員(短時間勤務職員)就業規則（これに附属又は関連する規程類を含む。）

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 旧外大における就業規則（これに附属又は関連する規程類を含む。）は、これを廃止する。